

(3) 諮問 室蘭市国民健康保険条例の一部改正について

1. 低所得者に対する保険料軽減の対象世帯拡大

国保の保険料軽減は、所得に応じて応益分（均等割・平等割）を7・5・2割軽減する仕組みとなっているが、そのうち、5・2割軽減について、対象世帯を拡大するものである。

① 5割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額を引き上げる。）

（現 行）33万円 + 26.5万円 × 被保険者数
（給与収入 約186万円 3人世帯）

（改正後）33万円 + 27.0万円 × 被保険者数
（給与収入 約188万円 3人世帯）

② 2割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額を引き上げる。）

（現 行）33万円 + 48万円 × 被保険者数
（給与収入 約278万円 3人世帯）

（改正後）33万円 + 49万円 × 被保険者数
（給与収入 約283万円 3人世帯）

2. 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定に用いる所得の算定

地方税法及び所得税法等の一部を改正する法律により、所得の課税方法について改正が行われたことから、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定に用いる所得の算定部分について規定の整備を行うものである。

3. 施行期日

1については平成29年4月1日、2については公布の日から施行する。

なお、1の国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が未公布であるため、公布され次第、2月27日招集の第1回市議会定例会に追加議案として提案する予定である。